

東日本大震災からの復興に向けた 厚生労働省の対応について



令和2年1月17日
東日本大震災厚生労働省復興対策本部

目 次

I 医療・介護・福祉等

○ 被災地における福祉・介護人材確保事業	5
○ 長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業	6
○ 被災者生活支援事業	7
○ 被災地域における地域医療の再生支援（地域医療再生基金）	8
○ 被災3県心のケア総合支援調査研究等事業	9
«被災者支援総合交付金等»		
○ 被災者見守り・相談支援事業	12
○ 仮設住宅サポート拠点運営事業	13
○ 被災地健康支援事業	14
○ 災害発生自治体における保健師の確保等の取組	15
○ 東日本大震災被災者の心のケア支援事業	16
○ 被災した子どもの健康・生活対策総合支援事業	17
«災害復旧関係»		
○ 介護施設等の災害復旧	19
○ 介護事業所・施設等復旧支援事業	20
○ 障害者施設等の災害復旧	21
○ 障害者施設の事業復旧にかかる設備整備	22
○ 障害福祉サービス事業再開支援事業	23
○ 児童福祉施設等の東日本大震災に係る災害復旧費	24
○ 児童福祉施設等の事業復旧に係る設備整備	25
○ 保健衛生施設等災害復旧費補助金	26
○ 水道施設の災害復旧に対する支援	27

I 医療・介護・福祉等（続き）

«その他の事項関係»

- 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・障害福祉サービス等の特別措置（窓口負担・保険料の減免） 29
- 被用者保険の特別措置（窓口負担の免除・保険料の減免） 30

II 原発事故に伴う対応関係

- 食品中の放射性物質への対応の流れ 34
- 食品中の放射性物質に関する基準値の設定 35
- 原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の対象食品 36
- 流通食品での調査（マーケットバスケット調査） 37
- 食品中の放射性物質対策に関するリスクコミュニケーションの主な取組 39
- 東電福島第一原発作業員の被ばく線量管理の対応と現状 40
- 東電福島第一原発作業員の健康・安全確保の対策 41
- 緊急作業従事者に対する長期的な健康管理 42
- 緊急作業従事者に対する疫学的研究 43

III 雇用対策関係

- 被災者の就労支援施策パッケージ 45
- 復興・創生期間における総合的な雇用対策 46
- ハローワークにおける職業相談・職業紹介等の就職支援 47
- 福島避難者帰還等就職支援事業 48
- 原子力災害対応雇用支援事業 49
- 事業復興型雇用確保事業 50

I

医療・介護・福祉等

被災地における福祉・介護人材確保事業【東日本大震災復興特別会計】

令和2年度予算案 183,909千円(204,534千円)

東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金(赴任するための交通費や引っ越し費用等)の貸与等の支援を行っている。

< 事業スキーム >

実施主体:福島県が適当と認める団体

研修受講費等の貸与

【貸付対象者】

- ①相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
- ②避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者

【貸付内容】

- (1)学費(研修受講費) 15万円を上限(実費の範囲内)
※2年間従事した場合は全額返済免除
- (2)就職準備金
 - ・30万円+①+② (1年間従事した場合全額返済免除)
 - ・50万円+①+② (2年間従事した場合全額返済免除)

①世帯赴任加算

- ・家族と赴任する場合 … 12.5万円+(世帯員数-1)×5万円
- ・単身赴任の場合 … 20万円

②自動車輸送費用等加算(新規購入の場合は登録手続代行費用)

- ・20万円を上限(実費の範囲内)

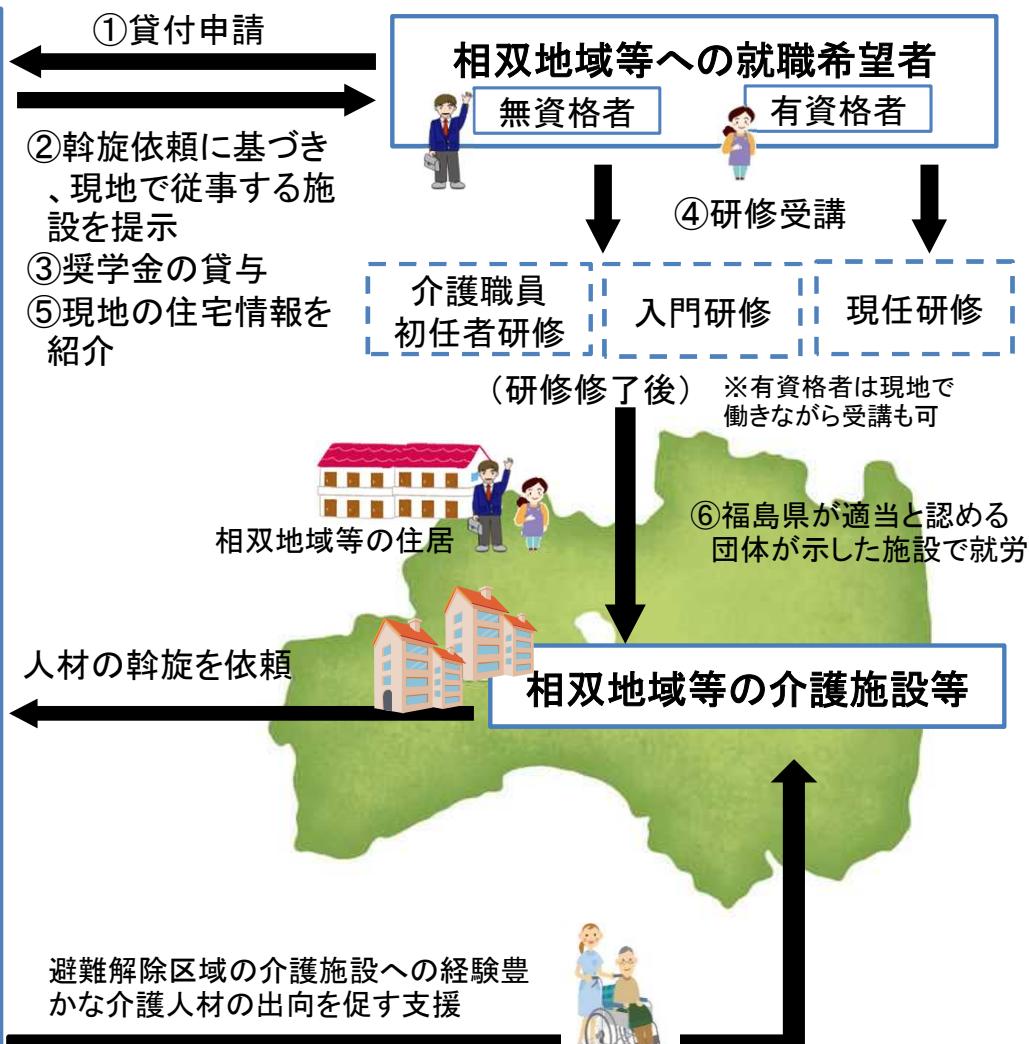
住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

事業の広報

出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援



長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業

令和2年度予算案 1. 5億円（2. 1億円）

（福島介護再生臨時特例補助金＜東日本大震災復興特会＞）

事業の内容

- 平成23年3月に東電福島第一原発事故により避難指示が出された区域等では、今後多くの高齢者がこれらの区域で生活を再開することとなる。
- 避難指示解除区域等へ帰還した後の生活に必要不可欠な介護サービスの確保を図り、住民の帰還を促進するため、生活環境整備のための施策の一つとして、介護施設等に対する運営支援のための措置を時限的に講じ、既に再開した介護施設等の運営の維持及び震災前に行われていた介護事業の運営の回復を目指す。

成果目標・事業スキーム

- 避難指示解除区域の生活環境の一つである介護提供体制の構築
- 住民帰還の促進、帰還住民の生活不安の解消
- 避難指示が解除された地域における復興の促進

事業スキーム



※国は復興・創生期間（終期：令和2年度末）までの所要額を福島県に交付

※福島県が実施主体となり、介護施設等に対して運営支援のための助成を実施

事業イメージ

●入所施設

避難指示解除区域等の介護施設を対象に、長期避難者の受け入れに対応するサービス提供体制を構築することによる緊急的な財政負担の軽減を目的として、特例的に助成を行う。

<対象施設>

避難指示解除区域等の介護施設

<助成内容>

介護報酬の減収相当額

<事業期間>

令和2年度末までを終期



●居宅サービス（訪問系居宅サービス）

避難指示解除区域の居宅サービスのうち、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、及び訪問リハビリテーションが安定的に提供されるよう、事業の再開を促進することを目的として、特例的に助成を行う。

<対象事業所>

避難指示解除区域内の事業所
避難指示解除区域内にサービスがない場合の外部の事業所

<助成内容>

介護報酬の一定割合を補助

<事業期間>

令和2年度末までを終期



被災者生活支援事業

令和2年度予算案：

復興庁所管「福島再生加速化交付金（復興庁原子力災害復興班）」791億円の内数（令和元年度890億円の内数）

東日本大震災の避難指示・解除区域における帰還者の生活支援や復興支援のため、援護を要する帰還者の在宅生活を支援するために設置される「サポート拠点」（総合相談、生活支援等）の運営費用等について財政支援を行う。

○ 実施主体：福島県又は避難指示・解除区域市町村等

○ 事業内容

避難指示・解除区域における高齢者等の安心した生活を支援するため、総合相談支援、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流等の総合的な機能を有する拠点として、「サポート拠点」の運営を推進する。

（取組例）

- ・要介護高齢者、障害者（児）等に対する介護支援専門員、保健師、社会福祉士、相談支援専門員等の専門職種の者によるニーズの把握等の必要な情報収集
- ・障害者（児）に対する精神保健福祉士、職業指導員、児童指導員及び手話通訳者等の専門職種の者による生活支援情報の収集や情報支援
- ・特段の配慮を要する高齢者（認知症高齢者や重度の要介護者等）に対する専門医や介護福祉士、社会福祉士等の専門職種の者による相談・援助
- ・高齢者世帯等への訪問相談援助活動
- ・高齢者等の健康、生きがいづくりや社会参加を支援する事業
- ・心の健康を保持するための臨床心理士等による相談活動

○ 令和元年度実施町村：福島県富岡町、浪江町、葛尾村、飯舘村

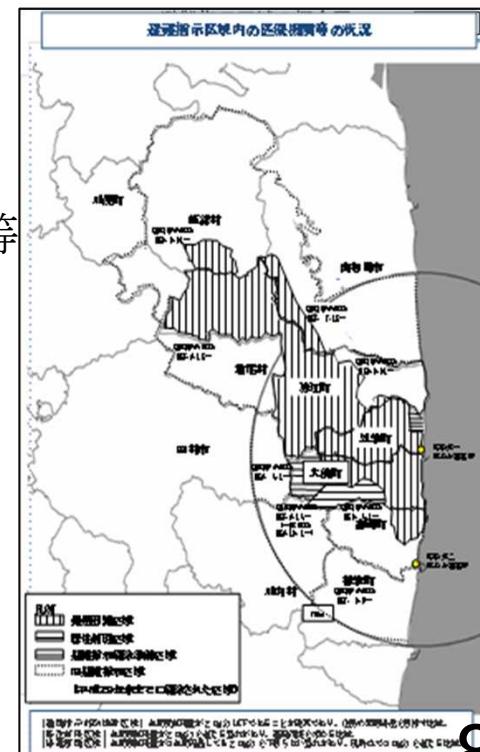
被災地域における地域医療の再生支援（地域医療再生基金）

事業目的・課題

- 東日本大震災に伴う原子力災害の影響により、医療従事者を含む地域住民が福島県外に流出する中、福島県の避難指示解除準備区域等の避難指示解除後の住民の帰還を促進するためには、医療施設の再開支援や人材確保支援等を通じた医療のインフラ整備は重要な課題である。
- 住民が安心して医療を受けることができる環境を整備するため、双葉郡等地域において周辺地域の医療機関等と連携した救急医療体制等の確保も重要な課題である。
- 医療人材が著しく不足している状況にある中、継続的に医療従事者を確保していくためには、浜通り地方を中心とした被災地の医療従事者の養成・確保等を図る必要がある。

事業概要

- **医療機関の再生等支援**
 - ・ 避難指示が解除された区域等において再開・新設する医療機関に対する施設・設備整備、運営の支援
 - ・ 二次救急医療機関として「福島県ふたば医療センター附属病院」の運営 等
- **避難先地域等の医療提供体制の支援**
 - ・ 避難指示区域で勤務していた医療従事者等を受け入れている浜通り地方の避難先地域の医療機関に対する運営の支援
 - ・ 避難先地域の復興公営住宅敷地内に整備する診療所の運営の支援 等
- **医師の育成・資質向上・確保定着支援及び県内外からの医療従事者の確保支援**
 - ・ 双葉郡等地域の医療機関が医療従事者確保のために取り組む事業の支援
 - ・ 双葉郡等地域で勤務を希望する県外医師を招へいするための活動の支援
 - ・ 双葉郡等地域の医療従事者の離職防止対策に対する支援 等



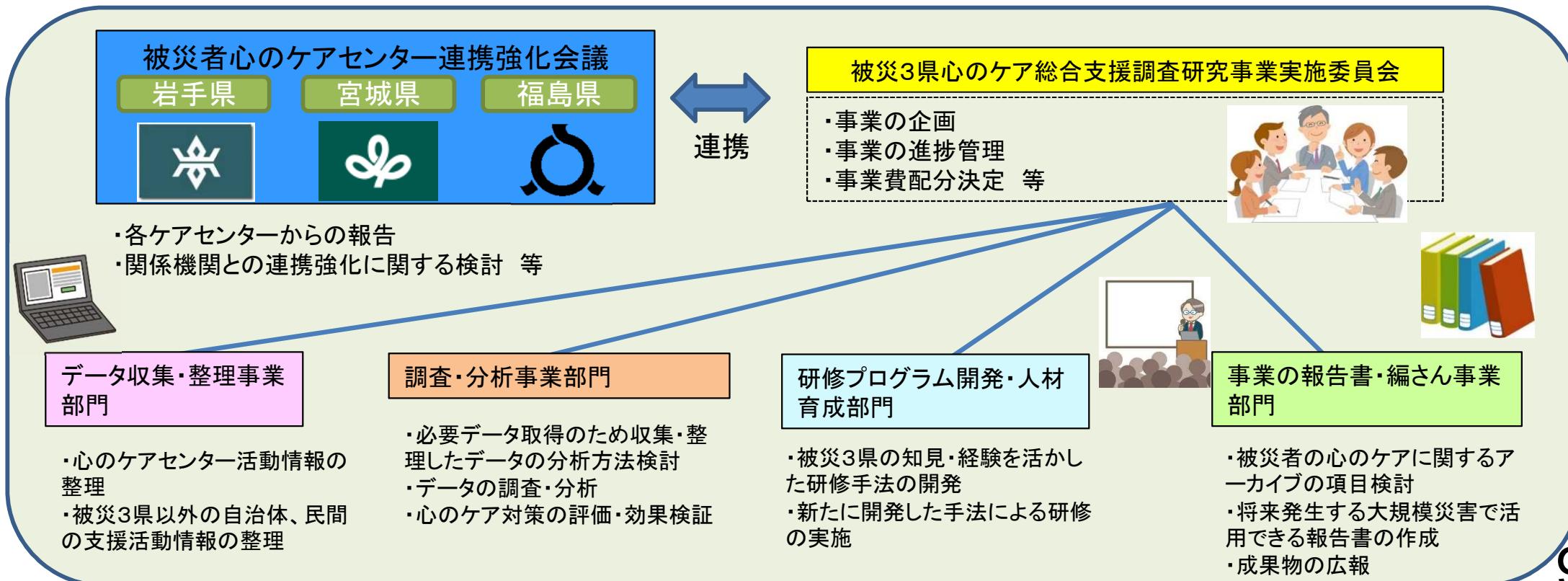
(事業概要)

東日本大震災被災3県の心のケアセンターにおいて行われている被災者的心のケアに関する様々な活動を調査分析することで、被災者的心のケアに関する課題等を明らかにするとともに、心のケアセンターから報告されている様々なデータに関する調査・分析、これまでの知見を活かした研修プログラムの開発など、心のケア支援を推進するための調査研究事業を実施する。また、被災者心のケアセンター連携強化会議を開催する。

(補助率)定額

(補助先)民間団体(公募)

○事業実施体制



医療・介護・福祉等

被災者支援総合交付金等関係

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

令和2年度概算決定額 **155億円【復興】**
(令和元年度予算額177億円)

事業概要・目的

- 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。令和2年度においては、被災者の「心の復興」やコミュニティ形成支援などの取組について、被災者に寄り添って、手厚く支援。

<主な内容>

- ① 災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援。
- ② 被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。
- ③ 県外避難者に対して、相談支援や避難元自治体の情報提供などを実施。
- ④ 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ⑤ 被災者の心のケアを支えるため、個別相談支援や支援者支援等を実施。
- ⑥ 子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- | | | |
|------------|---------------|---------------|
| ①被災者支援総合事業 | ・住宅・生活再建支援 | ・コミュニティ形成支援 |
| | ・「心の復興」 | ・県外避難者支援 |
| | ・高齢者等日常生活サポート | ・被災者支援コーディネート |

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

- | |
|----------------|
| ②被災者見守り・相談支援事業 |
|----------------|

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

- | |
|-----------------|
| ③仮設住宅サポート拠点運営事業 |
|-----------------|

IV. 被災地における健康支援

- | |
|------------|
| ④被災地健康支援事業 |
|------------|

V. 被災者の心のケア支援

- | |
|---------------|
| ⑤被災者の心のケア支援事業 |
|---------------|

VI. 子どもに対する支援

- | |
|-------------------------|
| ⑥被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業 |
|-------------------------|

- | |
|------------------------------|
| ⑦福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業 |
|------------------------------|

- | |
|------------------------------------|
| ⑧仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業 |
|------------------------------------|

資金の流れ

交付金の交付

復興庁

予算の配分
予算の移替え

各省庁

交付金の交付

県・
市町村 等

期待される効果

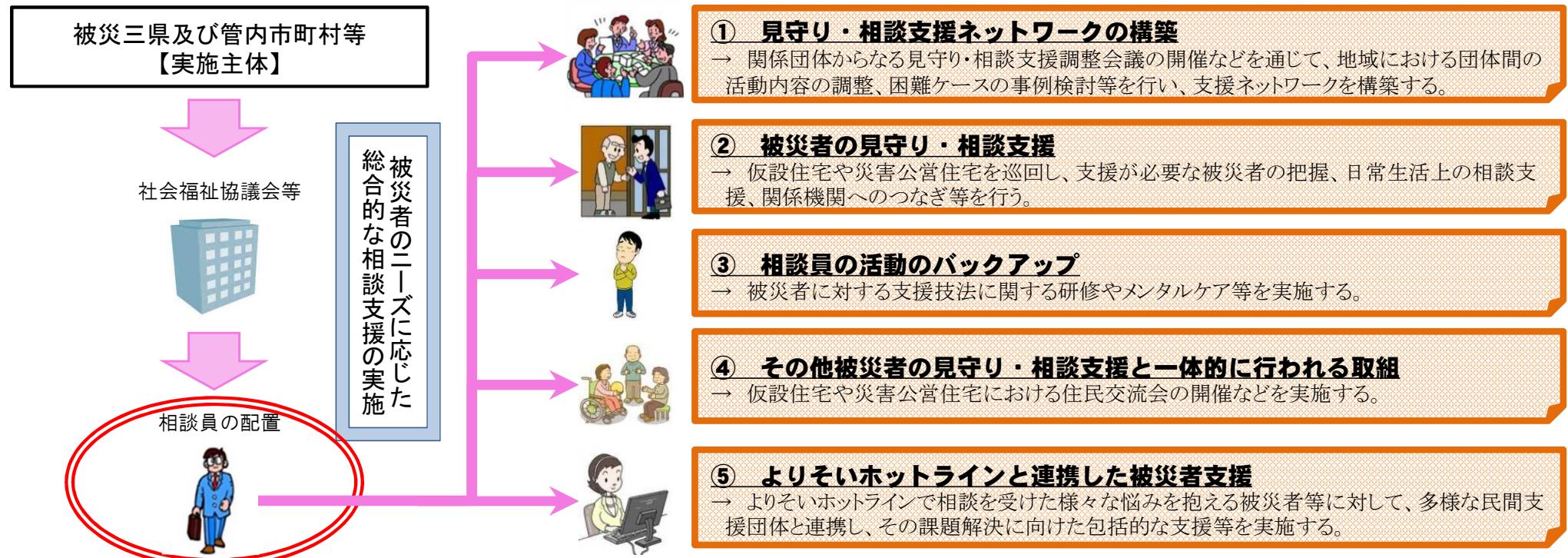
- 被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

被災者見守り・相談支援事業【復興特会】

令和2年度予算案：155億円の内数
(令和元年度予算額：177億円の内数)

○ 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に相談員を配置し、以下のような取組を総合的に行う。

- ① 「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催などを通じた地域における見守り・相談支援ネットワークの構築
- ② 相談員による仮設住宅や災害公営住宅等の巡回などを通じた被災者の見守り・相談支援
- ③ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ
- ④ その他被災者の自立した日常生活を支援するため、被災者の見守り・相談支援に付随して行う取組
- ⑤ 全国を対象に実施している電話相談事業（「よりそいホットライン」）で相談を受けた、様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その具体的な課題の解決に向け、包括的な支援を実施



仮設住宅サポート拠点運営事業

令和2年度予算案：復興庁所管「被災者支援総合交付金」155億円の内数（令和元年度 177億円の内数）

東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、仮設住宅に併設される「サポート拠点」（総合相談、生活支援等）の運営費用等について財政支援を行う。（被災自治体の地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動が実施可能となるよう、平成28年度より「被災者支援総合交付金」のメニュー事業として実施。）

- 実施主体：岩手県、宮城県、福島県及び管内市町村等
- 事業内容

被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流等の総合的な機能を有する拠点として、「サポート拠点」の運営を推進する。

（取組例）社会福祉士や介護福祉士などによる専門相談や地域交流サロンをはじめとして、子どもの一時預かり・学童保育、訪問・安否確認、外出支援、災害公営住宅等への円滑な移住に向けた支援（専門相談）など

※ 事業実施にあたっては、被災者の見守り・コミュニティ形成の支援等について、各被災自治体においてニーズに応じた的確な支援を行うことが可能となるよう、交付金の他のメニュー事業と横断的な事業計画を策定し、被災者支援総合交付金による一体的な支援を行うものとする。

設置箇所数(H31.4現在)	岩手県	宮城県	福島県
39箇所	5箇所	25箇所	9箇所

【参考】

◆ 介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業（震災対応分）） → 平成27年度末をもって終了

※ 基金での予算措置状況 平成23年度1次補正予算額 70億円 平成23年度3次補正予算額 90億円

平成25年度当初予算額 23億円 平成26年度当初予算額 15億円

平成27年度当初予算額 18億円 （平成28年度以降は「被災者支援総合交付金」のメニュー事業として実施）

被災地健康支援事業(被災者支援総合交付金)

令和2年度予算案：155億円の内数

(令和元年度予算：177億円の内数)

- 仮設住宅における生活の長期化により、生活不活発病や高血圧症の増加、栄養バランス等食生活の乱れや身体活動量の低下などを懸念する指摘もあり、長期間にわたり仮設住宅での生活を余儀なくされる被災者の方の健康支援は重要な課題。
- 被災自治体における健康支援活動の強化を図るため、仮設住宅における保健活動等を支援。

【事業の対象地域】 岩手県、宮城県、福島県

【事業内容】

県・市町村が、各被災地の実情に応じて実施する以下のような事業を支援。

- 仮設住宅入居者を対象とした多様な健康支援活動の実施及びそれらを担う専門人材の確保
 - ・仮設住宅の全戸訪問等による巡回健康相談などの実施
 - ・支援が必要な方に対する個別訪問等のフォローアップ
 - ・生活不活発病予防のための体操や健康運動教室の開催
 - ・歯科医師等による歯科検診・指導
 - ・管理栄養士等による栄養・食生活指導
 - ・保健師、管理栄養士等の専門人材の確保 等
- 被災者に対する効果的な健康支援方策を検討する協議会の運営 など

東日本大震災の被災自治体における保健師の確保等の取組

被災住民が住み慣れた仮設住宅等から新たな環境に身を置くことにより、これまでとは異なった健康問題を生じることが懸念されており、住民の心身面での不安に応えることができる保健師の人材確保が引き続き強く求められている。

保健師の確保策として、厚生労働省としては、これまで以下のような取組を行っているところであるが、今後も引き続き保健師の確保について支援していく必要がある。

保健師の確保等に向けた厚生労働省の取組

- 平成26年3月末に復興庁と厚生労働省の連名で、関係団体及び全国自治体あてに被災地の健康活動支援への御参画・御協力に関する協力依頼通知を発出。
- 平成26年8月に、国民健康保険中央会あてに、在宅保健師の会に所属する保健師に対し、被災地の健康活動支援への御参画・御協力に関する周知を依頼。
- 平成27年度厚生労働科学研究において、復興期等の現状及び活動を評価し、支援人材の確保・活用等のマネジメントを方向付ける指標ツールを開発。
※「大規模災害復興期等における地域保健活動拠点のマネジメント機能促進のための評価指標ツール開発に関する研究」
(研究代表者:宮崎美砂子 千葉大学大学院看護学研究科 教授)
- 平成29年7月に復興庁と厚生労働省の連名で、全国自治体あてに引き続き積極的な被災市町村への保健師の派遣協力依頼を行うとともに、関係団体に対しても、各団体で所管する枠組みを活用した、保健師の確保に関する協力依頼通知を発出。
- 令和元年12月に、全国自治体あてに、地方自治法に基づく自治体保健師派遣の協力依頼通知を発出。
※平成27年度以降、毎年度12月に地方自治法に基づく職員派遣に関する同旨の通知を発出している。

東日本大震災被災者的心のケア支援事業

令和2年度予算案 155億円の内数
(令和元年度予算:177億円の内数)

1. 事業の目的

東日本大震災後に心のケアに関するニーズが増大した被災3県を対象に、精神保健行政機能及び精神医療サービス機能等の心のケアに関する支援を行い、もって被災3県の復興に資する。

2. 業務概要

(1) 個別相談支援

- ア. 保健所、市区町村、または心のケアセンター等を拠点とした、被災者の住居等への訪問による相談支援
- イ. 医療機関等を拠点として、精神疾患患者に対し、多職種で構成されるチームによる訪問支援(アウトリーチ)
- ウ. 教育機関、保育園、事業所、行政機関、医療・福祉施設、支援団体等の職員に対する相談支援、生徒・児童・社員等の心のケアに関する後方支援
- エ. その他、ア～ウの実施にあたり必要となる各地域の精神医療・保健・福祉に関する、行政機関、医療機関、民間団体との間における総合的な調整

(2) 心の健康の向上に資する各種事業

- ア. 心のケアに関するニーズ把握のための情報収集
- イ. 本事業以外で被災者の心のケアを実施する各種支援者の技術向上のための技術的指導、助言、研修
- ウ. 地域で長期的に被災者の心のケアに従事する医師、看護師等専門職の人材の育成
- エ. 一般住民に対する、心の健康に関する普及啓発、情報発信、及びそのための各種支援機関との連携
- オ. 本事業の各種活動により得られたデータの集積整理・分析、本事業の実施に必要な調査・研究
- カ. 本事業の各種活動に必要な拠点の整備、及びその維持管理

3. 実施主体

岩手県、宮城県、福島県(事業運営の一部または全部について委任可)

岩手県こころのケアセンター:5カ所

受託団体:岩手医科大学
平成31年4月1日現在:常勤職員数37名
中央センター・久慈地域センター・宮古地域センター
釜石地域センター・大船渡地域センター

みやぎ心のケアセンター:3カ所

受託団体:宮城県精神保健福祉協会
平成31年4月1日現在:常勤職員数42名
基幹センター・石巻地域センター・気仙沼地域センター

ふくしま心のケアセンター:7カ所

受託団体:福島県精神保健福祉協会
平成31年4月1日現在:常勤職員数46名
基幹センター・県北部センター・県中県南部センター
いわき方部センター・相馬方部センター・会津出張所・ふたば出張所

4. 創設時期

平成23年度～平成24年度:障害者自立支援対策臨時特例基金
平成25年度～平成30年度:被災者の心のケア支援事業費補助金
令和元年度～ :被災者支援総合交付金

5. 支出科目

東日本大震災復興特別会計 (項)東日本大震災復興支援対策費 (目)被災者支援総合交付金

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業について (復興庁所管・被災者支援総合交付金)

令和元年度予算額 177億円の内数 → 令和2年度予算案 155億円の内数

1. 事業概要

被災した子どもへの支援として、子どもをもつ家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり、遊具の設置、子どもの心と体のケア等の事業を実施する。

2. 交付対象事業

(1) 子ども健やか訪問事業

仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもや、長期の避難生活から自宅等に帰還した子どものいる家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う。

(2) 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業

仮設住宅の共有建物の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修することにより、仮設住宅で長期間生活している子どもが、安心して過ごすことができるスペースを確保し、かつ、子どもの遊びをサポートする者等を配置する。

(3) 遊具の設置や子育てイベントの開催

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのび遊べるような環境を整備する。

(4) 親を亡くした子ども等への相談・援助事業

専門の職員による被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を実施する。

(5) 児童福祉施設等給食安心対策事業

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援する。

(6) 保育料等減免事業

東日本大震災に伴い保育料等を減免した市町村等に対する支援を実施する。

3. 実施主体等

○実施主体：事業毎に設定

- ※ 市町村(指定都市及び中核市を除く。)が実施する場合は、都道府県を通じて補助
- ※ 各事業者が適当と認める関係機関への委託も可能

○補 助 率：定額

医療・介護・福祉等

災害復旧関係

○ 介護施設等の災害復旧

令和2年度予算案 4.1億円(令和元年度 0億円)
(社会福祉施設等災害復旧費補助金<東日本大震災復興特別会計>)

1. 概要

東日本大震災で被災した介護施設等のうち、各自治体の復興計画で、復旧が予定されている施設の復旧に要する費用について、財政支援を行う。

2. 補助対象施設

- ◇ 特別養護老人ホーム
- ◇ 養護老人ホーム
- ◇ 老人デイサービスセンター
- ◇ 老人短期入所施設
- ◇ 軽費老人ホーム
- ◇ 認知症高齢者グループホーム
- ◇ 介護老人保健施設
- ◇ 訪問看護ステーション 等

3. 補助対象経費

介護施設の災害復旧事業に要する経費
(※災害復旧事業が1件につき80万円以上)

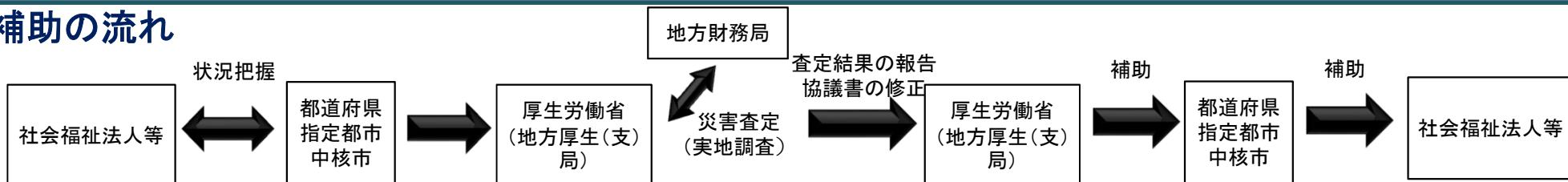
4. 交付先

都道府県、指定都市、中核市

5. 補助率の引上げ

- ◇ 激甚法指定による国庫補助率引上げ(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム)
- ◇ その他施設についても、国庫補助率の引上げ
1／2 → 2／3に引上げ(例:認知症高齢者グループホームなど)
1／3 → 1／2に引上げ(例:介護老人保健施設など)

6. 補助の流れ



社会福祉施設等設備災害復旧費等補助金（老健）<復興特別会計>

令和元年度予算額 令和2年度予算案

46,500千円 → 27,500千円

東日本大震災で被災した介護サービス事業者等に対し、事業再開に要する経費に対する国庫補助を行い、被災地で生活する要介護高齢者に対する介護サービスを確保する。

- 実施主体 岩手県、宮城県、福島県、
盛岡市、仙台市、郡山市、いわき市
- 補助率 定額補助（10／10相当）
(介護保険サービスごとに定める額)
- 補助対象 東日本大震災により被災した
介護保険サービス事業所・施設を
有する事業者
- 補助対象となる経費の例
 - 事業所の車輌（訪問、送迎等用）
 - 事務用品（パソコン、デスク等）
 - 事業所を借り上げる際の礼金・事務手数料
 - その他事業再開に必要となる初度経費

（対象となる事業所・施設等）

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、福祉用具貸与、居宅介護支援、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療病床、地域包括支援センター、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護

（定額補助の額（例））

訪問介護・訪問看護	700万円／事業所
通所介護	800万円／事業所
小規模多機能型居宅介護	1,000万円／事業所

【予算科目】※東日本大震災復興特別会計（復興庁一括計上）
(項) 社会保障等復興政策費 (目) 社会福祉施設等設備災害復旧費等補助金

障害者施設等の災害復旧(施設整備)事業の概要

令和元年度予算額

641,666千円

令和2年度予算案

0円

※25年度から（東日本大震災復興特別会計）※復興庁一括計上

(1)概要

東日本大震災等を受け、被災した障害者施設等の復旧事業について、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部を助成するもの

(2)補助対象施設

※ 現在、過去において国庫補助金の整備対象としたものが対象。

保護施設、障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）、障害者支援施設、短期入所事業所、共同生活援助事業所、身体障害者社会参加支援施設、盲人ホーム、市町村障害者生活支援センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児入所施設、児童発達支援センター、放課後等デイサービス事業所、心身障害児総合通園センター 等

(3)負担割合

事項	国	都道府県	事業者
平時	1/2	1/4	1/4
① 激甚法の対象施設（公立施設の一部、児童福祉施設）	1/2～38/40	1/40～1/4	1/40～1/4
② 更なる法的措置による対象施設（激甚法対象施設以外で東日本大震災に 対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に根拠のある施設）	2/3	1/6	1/6
③ 予算措置による嵩上げ（①、②に該当しない障害者施設など）	2/3	1/6	1/6

(4)内訳

被災自治体からの聞き取りによる

障害者施設の事業復旧にかかる設備整備

令和元年度予算額

6,000千円

令和2年度予算案

1,533千円

※25年度から（東日本大震災復興特別会計）※復興庁一括計上

障害者福祉のため当面必要な施設を確保するため、被災した障害者施設の復旧事業とあわせ、事業再開のために必要な備品・設備等の復旧費用を補助する。

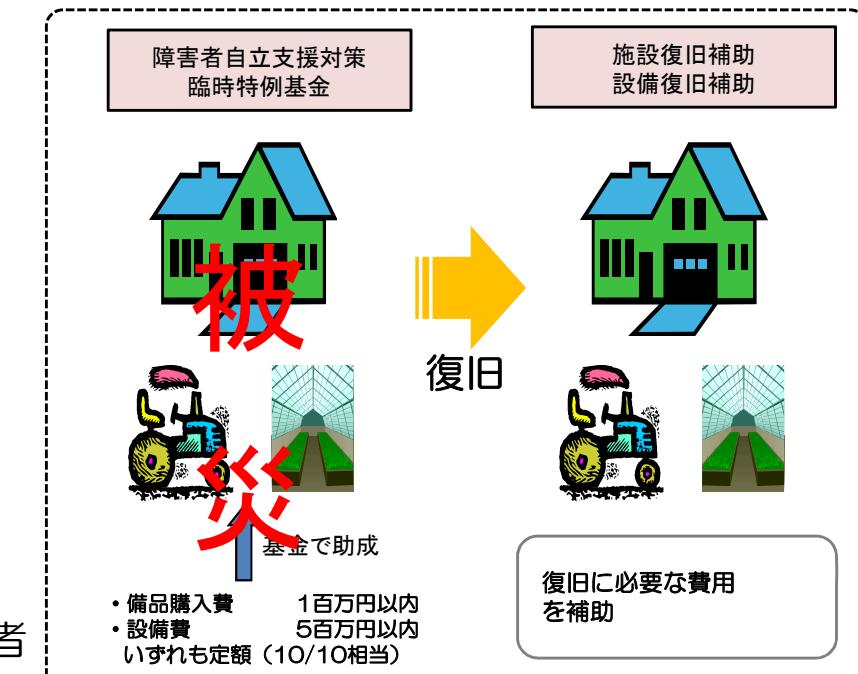
1. 所要額 1,533千円

2. 実施主体 都道府県・指定都市・中核市
(岩手県、宮城県、福島県)

3. 補助率 定額補助 (10/10相当)

4. 補助単価
・備品購入費 1,000千円以内
・設備費 5,000千円以内

5. 対象施設 東日本大震災により被災した障害者施設（施設復旧事業並び）



○ 設備整備の主な例

- ・印刷製本設備（カラープリンター、製本機）
- ・パン製造設備（デッキオーブン、冷凍庫等）
- ・菓子類製造設備（大型オーブン等）
- ・クリーニング関連設備（洗濯機、乾燥機等）
- ・車輛（マイクロバス、軽トラック、ワゴン）
- ・厨房設備
- ・椎茸等栽培用ビニールハウス、草刈機
- ・バイオ燃料生成装置用給油ポンプ
- ・豆腐冷却用水槽、大豆洗浄機
- ・手織機設備
- ・フォークリフト、耕耘機
- ・名刺・はがき用点字印刷機
- ・Tシャツ絵柄用プリンタ
- ・おしほり作業用ボイラー、包装機
- ・培養土の貯蔵庫

障害福祉サービス事業再開支援事業

○被災地における障害福祉サービス基盤整備事業

令和2年度予算案： 147,366千円（令和元年度 214,382千円）

甚大な被害を受けた被災地の事業所が、復興期において安定した運営ができるようにするため、被災障害福祉圏域ごとに障害福祉サービス復興支援拠点を設置し、福祉人材等のマンパワー確保のための支援や就労支援事業所の活動支援等を行うことにより、被災地における障害児・者に対する福祉サービスが円滑に提供できる体制を整備するために必要な費用について補助を行う。

1. 実施主体

岩手県、宮城県、福島県（圏域内の中核となる社会福祉法人等に委託して実施することができる。）

2. 事業の内容

支援の必要な事業所等に対して①から③に掲げる支援を行い、以下の事業が円滑に進むよう支援する。

- ① 圏域内事業所からの相談の受付
- ② 福祉人材等のマンパワー確保のための支援
- ③ 障害者就労支援事業所の活動支援

3. 補助割合：定額(10／10)

児童福祉施設等の東日本大震災に係る災害復旧費について (東日本大震災復興特別会計)

令和元年度予算額 1. 5億円 → 令和2年度予算案 3. 4億円

1 事業内容

東日本大震災で被災した児童福祉施設などのうち、各自治体の復興計画上、令和2年度に復旧予定の施設などの災害復旧事業に要する経費について財政支援を行う。

2 補助対象施設

児童養護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童心理治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設、児童家庭支援センター、児童相談所、児童相談所一時保護施設、職員養成施設、婦人相談所、婦人相談所一時保護施設、幼保連携型認定こども園(保育を実施する部分)、幼稚園型認定こども園(保育所機能部分)、特例保育施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育てのための拠点施設、児童厚生施設、母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム、母子健康包括支援センター

3 実施主体

県・指定都市・中核市

4 補助率

・激甚法の対象施設(児童養護施設、保育所など) 1／2 → 1／2に加え一定率(※)を嵩上げ
(※自治体の復旧負担総額や財政状況に応じ決定され、通常の国の負担割合に加算)

・予算措置による嵩上げ(激甚法の対象施設以外) 1／2 → 2／3に嵩上げ 1／3 → 1／2に嵩上げ

児童福祉施設等の事業復旧に係る設備整備について (東日本大震災復興特別会計)

令和元年度予算額 3百万円 → 令和2年度予算案 2百万円

1 事業内容

東日本大震災で被災した児童福祉施設などのうち、各自治体の復興計画上、令和2年度に復旧予定の施設などの災害復旧事業とあわせ、事業再開のために必要な備品・設備等に要する経費について財政支援を行う。

2 補助対象施設

児童養護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童心理治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設、児童家庭支援センター、児童相談所、児童相談所一時保護施設、職員養成施設、婦人相談所、婦人相談所一時保護施設、幼保連携型認定こども園(保育を実施する部分)、幼稚園型認定こども園(保育所機能部分)、特例保育施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育てのための拠点施設、児童厚生施設、母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム、母子健康包括支援センター

3 実施主体

県・指定都市・中核市

4 補助率

定額補助

5 補助単価

1施設あたり2百万円

保健衛生施設等災害復旧費補助金(施設・設備)

東日本大震災で被災した保健衛生施設等の復旧を支援し、地域住民の健康確保や疾病予防など公衆衛生の確保を図る。

令和2年度予算額案
177,237千円(復興庁計上)

<内訳>

・施設 175,237千円
・設備 2,000千円
(令和元年度予算額 0千円)

事業内容

施設種別	通常補助率 (災害復旧)	嵩上げ措置 (施設のみ)
火葬場	(施設) 1／2	2／3
	(設備) 定額	(なし)

【基本方針(H23.7.29)の該当箇所】

5 復興施策

(2) 地域における暮らしの再生
(地域の支え合い)

(iii) 被災者が安心して保健・医療・介護・福祉・生活支援サービスを受けられるよう、施設等の復旧のほか…環境整備を進める

【基本方針(H28.3.11)の該当箇所】

2 各分野における今後の取組

(2) 住まいとまちの復興
…まちのにぎわいの再生、新たなまちでの交通網の形成、医療・介護の提供体制の整備、学校の再建等を進め、被災者が安心して暮らせる生活環境を整備する。

積算の考え方

東日本大震災で被災した保健衛生施設等のうち、各自治体の復興計画で、令和2年度に復旧が予定されている施設(火葬場@福島県双葉町)の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

水道施設の災害復旧に対する支援（復興） 〈復興庁一括計上〉

令和2年度予算案 81億円
(令和元年度当初予算額 90億円)

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、令和2年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

（交付対象）

- ① 東日本大震災により被害を受けた水道施設及び飲料水供給施設^(注1)を復旧する事業
→ 〈補助率〉 80／100～90／100（特別立法による嵩上げ。通常は1／2）
- ② ①と水圧管理上一体的な関係にある給水の施設^(注2)を復旧する事業
→ 〈補助率〉 1／2（通常は補助対象外）
- ③ ①の管路の漏水調査で請負に係るもの
→ 〈補助率〉 1／2（通常は補助対象外）

(注1) 50人以上100人以下を給水人口とする水道施設

(注2) 配水管から分岐して最初の止水栓までの部分

医療・介護・福祉等

その他の事項関係

東日本大震災における国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・障害福祉サービス等の特別措置 (窓口負担・保険料の減免)

被災地全域

令和2年度予算案
医療保険:38億円(57億円)
介護保険:22億円(34億円)
障害福祉サービス等:15百万円(15百万円)
※()内は令和元年度

【震災発生(平成23年3月)から1年間】

- 住宅が全半壊・全半焼した方、主たる生計維持者が死亡したり、行方不明となっている方、東電福島第一原発事故に伴う避難指示区域等^(注1)及び特定被災区域^(注2)の住民の方等について、窓口負担・保険料を免除
- 国により**全額を財政支援** (平成23年度補正予算 及び 特別調整交付金)

※「特別調整交付金」とは、災害等による窓口負担・保険料減免などによる給付費増などによる給付費増などを全国レベルで調整する交付金 (国民健康保険等における仕組み)

避難指示区域等

【平成24年度～令和元年度(平成31年度)】

- 窓口負担・保険料の免除を**延長**
- 国により**全額を財政支援** (復興特会 及び 特別調整交付金)
- 避難指示が解除された区域等の上位所得層^(注3)の住民
 - ・ 平成26年10月以降順次、特別措置の対象外^(注4)
 - ・ 特別措置の対象外となった場合でも、本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能
 - ⇒ 財政負担が著しい場合に、国により**減免額の8/10以内 (障害福祉サービス等にあっては1/2) の額を財政支援** (特別調整交付金等)

特定被災区域 (避難指示区域等以外)

【平成24年9月末まで】

- 窓口負担の免除及び保険料の減免を**延長**
- 国により**全額を財政支援** (特別調整交付金)

【平成24年10月以降】

- 本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能
- 財政負担が著しい場合に、国により**減免額の8/10以内 (障害福祉サービス等にあっては1/2) の額を財政支援** (特別調整交付金等)

【令和2年度】

- ① 帰還困難区域等^(注5)の住民及び令和元年度(平成31年度)以前に避難指示が解除された区域等の上位所得層以外の住民
 - 窓口負担・保険料の免除を**さらに1年延長**
 - 国により**全額を財政支援** (復興特会 及び 特別調整交付金)
- ② 令和元年度(平成31年度)以前に避難指示が解除された区域等の上位所得層の住民
 - 本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能
 - ⇒ ②の減免について、財政負担が著しい場合に、国により**減免額の8/10以内 (障害福祉サービス等にあっては1/2) の額を財政支援** (特別調整交付金等)

(注1) 「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいう(いずれも、解除・再編された場合を含む)。

(注2) 「特定被災区域」とは、災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域をいう。

(注3) 「上位所得層」とは、医療保険では高額療養費における上位2つの所得区分の判定基準を参考に設定(国保・後期高齢者医療では、年収約840万円以上)。介護保険では、その基準に相当する基準を設定。

(注4) 平成25年度以前に避難指示が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む。)の上位所得層は平成26年10月から、平成26年度に避難指示が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市的一部、川内村の一部及び南相馬市の指定避難勧奨地点)の上位所得層は平成27年10月から、平成27年度に避難指示が解除された旧避難指示解除準備区域(楢葉町の一部)の上位所得層は平成28年10月から、平成28年度及び平成29年4月1日に解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市的一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)の上位所得層は平成29年10月から、特別措置の対象外。平成31年度に避難指示が解除された旧居住制限区域等(大熊町の一部)の上位所得層は令和2年10月から、特別措置の対象外とする予定。

(注5) 「帰還困難区域等」とは、避難指示区域等から再編された区域であって、令和2年4月1日時点において設定されている①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3つの区域をいう。

(※1) (注1)・(注2)・(注5)の区域等の住民については、震災発生後、他市町村へ転出した方を含む。

(※2) 避難指示区域等の窓口負担・保険料の免除措置に対する全額の財政支援の財源構成割合(復興特会:特別調整交付金)は、国保・後期高齢者医療においては、平成26年度以前は8:2から、平成27年度から7:3に、平成29年度から6:4に、令和元年度(平成31年度)から4:6に、令和2年度から2:8に変更。介護保険においては、平成26年度以前は全額復興特会であったが、平成27年度から9:1に、平成29年度からは8:2に、令和元年度(平成31年度)から6:4に、令和2年度から4:6に変更。

東日本大震災における被用者保険の特別措置 (窓口負担の免除・保険料の減免)

令和2年度予算案
医療保険:38億円(57億円)
介護保険:22億円(34億円)
障害福祉サービス等:15百万円(15百万円)
※()内は令和元年度

被災地全域

【震災発生(平成23年3月)から1年間】

(窓口負担)

- 住宅が全半壊・全半焼した方、主たる生計維持者が死亡したり、行方不明となっている方、東電福島第一原発事故に伴う避難指示区域等(注1)の住民の方等について、窓口負担を免除
- 保険者の財政状況に応じて国により**財政支援**(平成23年度補正予算)

(保険料)

- 震災により、従業員に対する報酬の支払いに著しい支障が生じている事業所について、保険料の納付を免除
- 保険者の財政状況に応じて、国により**財政支援**(平成23年度補正予算)
⇒ 平成24年3月以降は、賃金水準に応じて保険料負担

避難指示区域等(注1)

【平成24年度～令和元年度(平成31年度)】

- 窓口負担の免除を**延長**
- 保険者の財政状況に応じて、国により**財政支援**(復興特会)
- 避難指示が解除された区域等の上位所得層(注3)の住民
 - ・ **平成26年10月以降順次**、保険者の判断で窓口負担の減免が可能(注4)
⇒ 国による財政支援はなし(保険料負担)

特定被災区域(注2)(避難指示区域等以外)

- 保険者判断で窓口負担の減免が可能
 - 【協会けんぽ】 窓口負担:平成24年9月末まで延長
 - 【健保組合】 窓口負担:保険者判断により延長対応
- ⇒ 国による**財政支援**はなし(保険料負担)

(注1) 「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいう(いずれも、解除・再編された場合を含む)。

(注2) 「特定被災区域」とは、災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域をいう。

(注3) 「上位所得層」とは、高額療養費における上位2つの所得区分の判定基準を参考に設定(標準報酬月額53万円以上)。

(注4) 平成25年度以前に避難指示が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む。)の上位所得層は平成26年10月から、平成26年度に避難指示が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一一部、川内村の一一部及び南相馬市の指定避難勧奨地点)の上位所得層は平成27年10月から、平成27年度に避難指示が解除された旧避難指示解除準備区域(檜葉町の一一部)の上位所得層は平成28年10月から、平成28年度及び平成29年4月1日に解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一一部、川内村の一一部、南相馬市の一一部、飯館村の一一部、川俣町の一一部、浪江町の一一部及び富岡町の一一部)の上位所得層は平成29年10月から、財政支援の対象外。平成31年度に避難指示が解除された旧居住制限区域等(大熊町の一一部)の上位所得層は令和2年10月から、財政支援の対象外とする予定。

(注5) 「帰還困難区域等」とは、避難指示区域等から再編された区域であって令和2年4月1日時点において設定されている①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3つの区域をいう。

(※) (注1)・(注2)・(注5)の区域等の住民については、震災発生後、他市町村へ転出した方を含む。

【令和2年度】

- ① **帰還困難区域等(注5)**の住民及び令和元年度(平成31年度)以前に避難指示が解除された区域等の上位所得層以外の住民
 - 窓口負担の免除を**さらに1年延長**
 - 保険者の財政状況に応じて、国により**財政支援**(復興特会)
- ② 令和元年度(平成31年度)以前に避難指示が解除された区域等の上位所得層の住民
 - 保険者の判断で窓口負担の減免が可能

II

原発事故に伴う対応関係

「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」(H29.12決定) のポイント

※復興庁作成資料

検討の背景

- 福島第一原発事故後6年9か月が経過した今なお、科学的根拠に基づかない風評被害や偏見・差別が残っている。

例) 福島県産農林水産物の全国平均価格との乖離(米：福島県-全国▲765円/60kg、肉用牛（和牛）：福島県-全国▲242円/kg(H28))、教育旅行をはじめとした観光業の不振（教育旅行宿泊者数：震災前比61.3%(H28年度)）、学校における避難児童生徒へのいじめ 等

主な原因：放射線に関する正しい知識、福島県における食品中の放射性物質に関する検査結果、福島の復興の現状等の周知が不十分。

「総点検」を実施

- これまでってきた被災者とのリスクコミュニケーションに加え、広く国民一般に対して情報発信することにも重点を置く。より具体的な情報発信の方法等を検討し、政府全体の戦略の下に各府省庁が、連携して統一的に取組を実施。

強化内容

- I「知ってもらう」、II「食べてもらう」、III「来てもらう」という視点から、「伝えるべき対象」、「伝えるべき内容」、「発信の工夫」等について、シンプルかつ重要な事項順に明示。関係各府省庁では、これを基に情報発信。

I 知ってもらう

(1) 伝えるべき対象

①児童生徒及び教育関係者、②妊娠婦並びに乳幼児及び児童生徒の保護者、③広く国民一般

(2) 伝えるべき内容

①放射線の基本的事項及び健康影響 ⇒ 日常生活で放射線被ばくゼロにはできない、放射線はうつらない、放射線による遺伝性影響は出ない

放射線による健康影響は放射線の「有無」ではなく「量」が問題となる 等の8項目

②食品及び飲料水の安全性 ⇒ 世界で最も厳しい水準の放射性物質に関する基準の設定や検査の徹底により、安全が確保されていること 等の3項目

③これらに加え、復興が進展している被災地の姿等を発信することを明示

(3) 発信の工夫

受信者目線で印象に残るような表現の工夫や、単なる資料配布に止まらないためのメディアミックスの活用、放射線量を視覚的、感覚的にスケール感がわかりやすい形での発信 等

(4) 風評払拭に向けて取り組むべき具体的な施策

①児童生徒への放射線教育 ⇒ 本戦略に基づく放射線副読本の改訂、副読本使用に止まらない具体的に伝わる取組の実施

②妊娠婦及び乳幼児の保護者への情報発信 ⇒ 乳幼児健診の機会等を利用した情報発信の開始

(5) 被災地の不安払拭に向けた取組

被災者及び被災地で活動する事業者等についても、双方向のリスクコミュニケーションをこれまで以上にきめ細かく実施

II 食べてもらう

(1) 伝えるべき対象

①小売・流通事業者、②消費者、③在京大使館、外国要人及び外国プレス、④在留外国人及び海外から日本に来ている観光客

(2) 伝えるべき内容

①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」、②食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準、③生産段階での管理体制 等

(3) 発信の工夫

①福島県産品の利用・販売促進 ⇒ 県産品の「魅力」や「美味しさ」のみならず、安全性も理解してもらえるような工夫を行い発信

②国内外に向けた情報発信 ⇒ 放射性物質の基準値の国際比較による福島県を相対化した情報発信 等

(4) 風評払拭に向けて取り組むべき具体的な施策

①福島県産品の利用・販売促進 ⇒ 「福島県産農林水産物の風評払拭対策協議会」における取組やふくしま応援企業ネットワークとの連携を通じた販売場所の情報発信 等

②福島県農林水産物等の流通実態調査 ⇒ 調査結果等を踏まえた、小売・流通事業者への説明や理解を深めるための情報提供 等

③輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ ⇒ 外交ルートを通じた働きかけ、外国人プレスや観光客といった「草の根」からの働きかけ 等

III 来てもらう

(1) 伝えるべき対象

①教師、PTA関係者、旅行業者、②海外からの観光客、外国プレス及び在留外国人、③県外からの観光客

(2) 伝えるべき内容

①福島県の旅行先としての「魅力」、②福島県における空間線量率や食品等の安全、③教育旅行への支援策 等

(3) 発信の工夫

①教育旅行関係者 ⇒ 「ホープツーリズム」※に関する発信、モニターツアー参加者の生の声の発信、パンフレットの活用 等

※福島県が行っている、復興に向け挑戦する「人(団体)」との出会いや「福島県のありのままの姿(光と影)」を実際に見て、聴いて、学んで、そして希望を見つけてもらう取組

②海外の居住者 ⇒ 様々な機関からの情報発信、“Fukushima”の検索結果としてポジティブな画像が表示されるための工夫 等

③県外の居住者 ⇒ メディアミックスを活用した放射線に関する正しい知識等の情報発信、被災者の生の声の発信 等

(4) 風評払拭に向けて取り組むべき具体的な施策

①県外からの旅行者の回復 ⇒ 福島県ならではの「ホープツーリズム」の推進、復興のシンボルとしての「Jヴィレッジ」や「コミュタン福島」の紹介

②海外からの旅行者の回復 ⇒ 東北を対象としたプロモーション、現地ツアー等を通じた外国人プレスや観光客といった「草の根」からの発信 等

今後の取組

(1) 政府全体の取組

○ 戰略の具体化に向け、関係府省庁において、速やかに本戦略を踏まえたパンフレット等を作成するとともに、工夫を凝らした情報発信を実施。
復興庁においては、いち早く戦略を踏まえたモデル的なコンテンツを作成。また、メディアミックスによる情報発信を実施。

(2) 今後のフォローアップ

○ 「風評払拭・リスコミ強化戦略策定プロジェクトチーム」等を開催するなど、関係府省庁の取組を継続的にフォローアップする体制を整備し、本戦略に沿って実施されているか等について点検。

■ 食品中の放射性物質への対応の流れ

■ 食品中の放射性物質に関する基準値の設定

原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として対応（平成23年3月17日～24年3月31日）

厚生労働省薬事・食品衛生審議会などでの議論を踏まえ、基準値を設定（平成24年4月1日～）

■ 食品中の放射性物質に関する検査（モニタリング検査）

17都県を中心に地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始（平成23年3月18日～）

平成23年3月18日～平成24年3月31日 137,037件、うち暫定規制値超過 1,204件（0.88%）

平成24年4月1日～平成25年3月31日 278,275件、うち基準値超過 2,372件（0.85%）

平成25年4月1日～平成26年3月31日 335,860件、うち基準値超過 1,025件（0.31%）

平成26年4月1日～平成27年3月31日 314,216件、うち基準値超過 565件（0.18%）

平成27年4月1日～平成28年3月31日 340,311件、うち基準値超過 291件（0.09%）

平成28年4月1日～平成29年3月31日 322,563件、うち基準値超過 461件（0.14%）

平成29年4月1日～平成30年3月31日 306,623件、うち基準値超過 200件（0.07%）

平成30年4月1日～平成31年3月31日 299,424件、うち基準値超過 313件（0.10%）

平成31年4月1日～令和元年12月16日 183,638件、うち基準値超過 143件（0.08%）

■ 基準値を超過する食品の回収、廃棄

食品衛生法に基づき、基準を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄

■ 食品の出荷制限等

【原子力災害対策本部】

原子力災害対策特別措置法に基づき、基準を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内的一部の区域を単位として出荷制限等を指示（平成23年3月21日～）

■ 食品の出荷制限等の解除

【原子力災害対策本部】

直近の1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下 など

■ 食品中の放射性物質に関する基準値の設定

- 食品中の放射性物質の基準値は、食品の国際規格を策定しているコーデックス委員会※が指標としている、**年間線量 1ミリシーベルト**を踏まえ設定している。

※ (FAO (国連食糧農業機関) とWHO (世界保健機関) の合同委員会)



放射性セシウムの基準値

(平成24年4月～現在)

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

(単位:ベクレル/kg)

※ 現行基準値は、放射性セシウム以外の核種（ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）からの線量を含め、食品を摂取することにより受ける線量が、年間 1 ミリシーベルトを超えないように放射性セシウムの基準値を設定している。

■ 原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の対象食品（令和元年12月3日時点）

県名	出荷制限品目
福島県	(一部地域) 原乳、非結球性葉菜類(ホウレンソウ・コマツナ等)、結球性葉菜類(キャベツ等)、アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー・カリフラワー等)、カブ、原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、原木ナメコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。) ^{注2} 、タケノコ、ワサビ(畑において栽培されたものに限る。)、ウド(野生のものに限る。)、クサソテツ(こごみ)、コシアブラ、ゼンマイ、ウワバミソウ(野生のものに限る。)、タラノメ(野生のものに限る。)、フキ、フキノトウ(野生のものに限る。)、ワラビ、ウメ、ユズ、クリ、キウイフルーツ、米(平成23・24・25・26・27・28・29・30・31年産) ^{注1} 、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ、ウナギ、アユ(養殖を除く。)、イワナ(養殖を除く。)、コイ(養殖を除く。)、フナ(養殖を除く。)、クマの肉、牛の肉 (全域) 水産物(1種)、イノシシの肉、カルガモの肉、キジの肉、ノウサギの肉、ヤマドリの肉
青森県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。) ^{注3}
岩手県	(一部地域) 原木シイタケ(露地栽培) ^{注1} 、原木クリタケ(露地栽培)、原木ナメコ(露地栽培) ^{注1} 、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、コシアブラ、ゼンマイ、セリ(野生のものに限る。)、ワラビ(野生のものに限る。)、イワナ(養殖を除く。) (全域) シカの肉、クマの肉、ヤマドリの肉
宮城県	(一部地域) 原木シイタケ(露地栽培) ^{注1} 、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、コシアブラ、ゼンマイ、タラノメ(野生のものに限る。)、ワラビ(野生のものに限る)、イワナ(養殖を除く。)、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ (全域) イノシシの肉、クマの肉、シカの肉 ^{注1}
山形県	(全域) クマの肉 ^{注1}
茨城県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、タケノコ、コシアブラ(野生のものに限る。)、アメリカナマズ(養殖を除く。)、ウナギ、キノコ類(野生のものに限る。) (全域) イノシシの肉 ^{注1}
栃木県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、原木クリタケ(露地栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)、コシアブラ(野生のものに限る。)、サンショウ(野生のものに限る。)、ゼンマイ(野生のものに限る。)、タラノメ(野生のものに限る。)、ワラビ(野生のものに限る。) (全域) イノシシの肉 ^{注1} 、シカの肉
群馬県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)、こしあぶら(野生のものに限る。)、たらのめ(野生のものに限る。)、イワナ(養殖を除く。)、ヤマメ(養殖を除く。) (全域) イノシシの肉、クマの肉、シカの肉、ヤマドリの肉
埼玉県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)
千葉県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、ギンブナ、コイ、ウナギ (全域) イノシシの肉 ^{注1}
新潟県	(一部地域) コシアブラ(野生のものに限る。)、クマの肉
山梨県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)
長野県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。) ^{注4} 、コシアブラ、シカの肉 ^{注1}
静岡県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)

注1) 県の管理下のもとで出荷するものについて一部解除

注2) このうち、一部地域のナメコ、ムキタケ、クリタケ及びマイタケを除く

注3) このうち、一部地域のナラタケを除く

注4) このうち、一部地域のマツタケを除く

■ 流通食品での調査（マーケットバスケット調査）

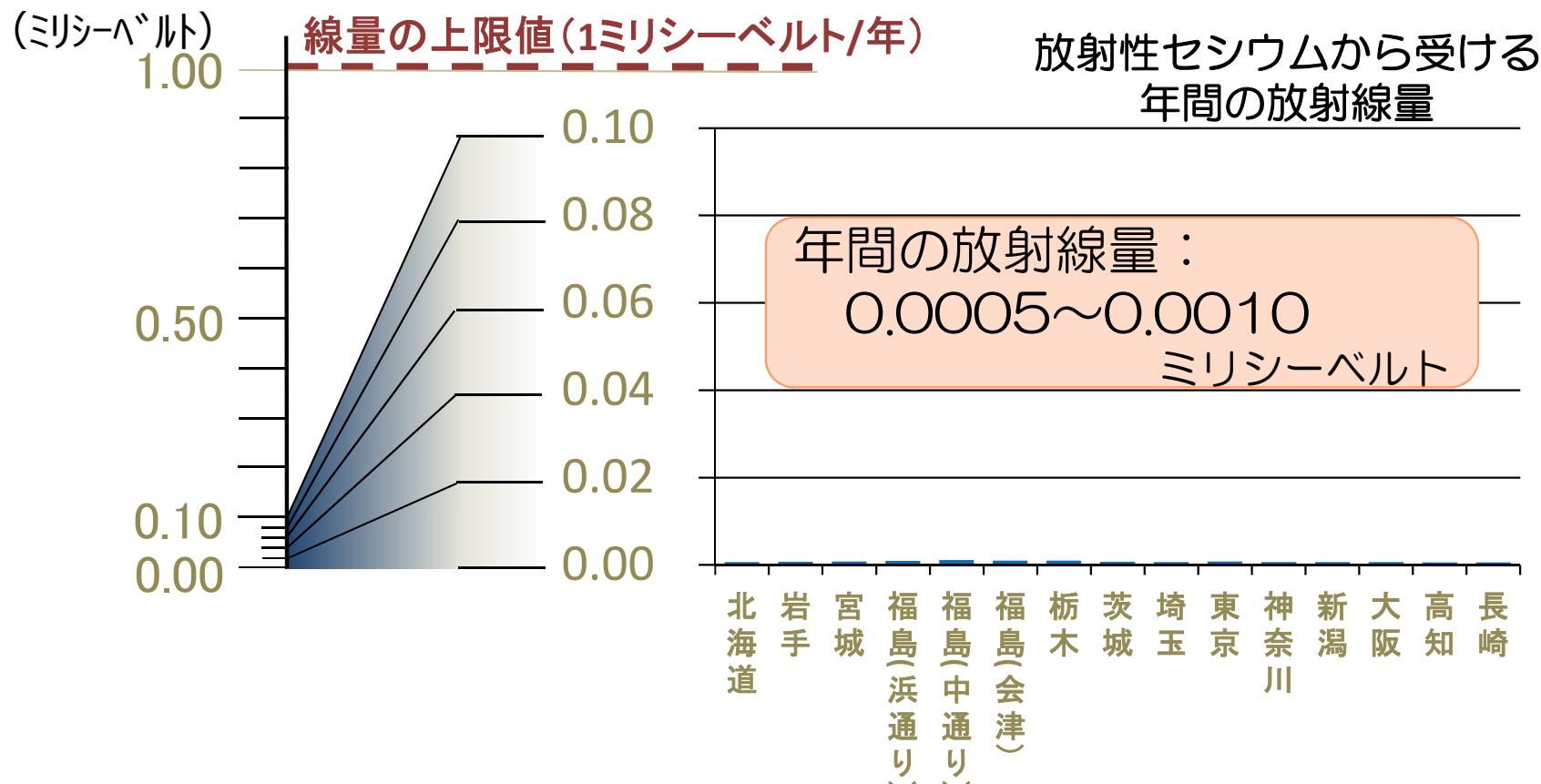
令和2年度予算案
0.8億円

● 各地で流通する食品を購入し、放射性セシウムを精密に測定

国民の食品摂取量（国民健康・栄養調査）の、地域別平均に基づいて購入し、混合して測定

- ◆通常の食事の形態に従った、簡単な調理をして測定
- ◆生鮮食品はできるだけ地元産・近隣産のものを購入

● この測定結果をもとに、食品から人が1年間に受ける放射線量を計算（平成31年2-3月調査）



実際の線量は、基準値の設定根拠である年間 1 ミリシーベルトの0.1%程度

■ (参考) 食品をもとにした線量推計について

● 平成23年秋以降に実施した線量推計

- ・流通する食品（マーケットバスケット試料）や家庭の実際の食事（陰膳試料）を用いて、食品から1年間に受ける放射性セシウムの線量を推定。（MB調査（年に2回調査）：16回公表済、陰膳調査：2回公表済）

公表時期	調査時期	調査対象食品	調査地域	調査結果
平成23年12月22日	平成23年9-11月	流通食品	3 地域	0.0024～0.019 mSv/y
平成25年3月11日	平成24年2-3月	流通食品	12地域	0.0009～0.0094 mSv/y
平成25年3月11日	平成24年3-5月	家庭の食事（乳児、高齢者、妊婦等を含む7区分）	9地域	0.0012～0.0039 mSv/y
平成25年6月21日	平成24年9-10月	流通食品	15地域	0.0009～0.0057 mSv/y
平成25年11月8日	平成25年3月	家庭の食事（幼児と成人の2区分）	10地域	0.0001～0.0022 mSv/y
平成25年12月13日	平成25年2-3月	流通食品	15地域	0.0008～0.0071 mSv/y
平成27年5月15日	平成26年9-10月	流通食品	15地域	0.0007～0.0022 mSv/y
平成27年11月20日	平成27年2-3月	流通食品	15地域	0.0006～0.0020 mSv/y
平成29年6月23日	平成28年9-10月	流通食品	15地域	0.0007～0.0014 mSv/y
平成29年12月15日	平成29年2-3月	流通食品	15地域	0.0006～0.0010 mSv/y
令和元年6月21日	平成30年9-10月	流通食品	15地域	0.0006～0.0011 mSv/y
令和元年12月13日	平成31年2-3月	流通食品	15地域	0.0005～0.0010 mSv/y

■ 食品中の放射性物質対策に関するリスクコミュニケーションの主な取組

令和2年度予算案 8,665千円の内数(令和元年度 8,633千円の内数)

1. 広報の実施

○厚生労働省のホームページ「食品中の放射性物質への対応」における情報提供

対策の概要資料、Q & A、試験法や検査計画に関するガイドライン等を掲載。また、地方自治体からの検査結果を取りまとめ、基準値超過の有無にかかわらず全てを公表。

英語のウェブページも作成し、対策の概要や検査結果等について情報発信を実施。

○Twitterを活用した情報提供

厚生労働省食品安全情報Twitterで、毎週発表される食品中の放射性物質の検査結果の他、出荷制限の設定・解除に関する情報やその他関連する最新情報を提供。

○政府広報

新聞、ラジオ、インターネット等の媒体により、幅広く基準値や検査体制等について、関係省庁と連携し、広報を実施。

○キャンペーン「食べものと放射性物質のはなし」

スーパー・マーケットの食品売り場や公共施設等において、ポスターの掲示や、リーフレットの配布を実施。

○その他

- ・ リーフレット： 基準値の概要について、一般消費者向けのリーフレットを作成。
- ・ 地方自治体の広報誌等： 都道府県や市町村の広報誌等への広報・周知を要請。

2. 説明会等の開催

○消費者、生産者等との意見交換会

関係省庁及び地方自治体と連携しながら、食品中の放射性物質の基準値等について、消費者、事業者、生産者等を対象に、全国各地で意見交換会を開催。

平成23年度：7箇所 平成24年度：27箇所 平成25年度：8箇所

平成26年度：6箇所 平成27年度：6箇所 平成28年度：9箇所

平成29年度：7箇所 平成30年度：7箇所 令和元年度：7箇所



○講演会等への講師派遣

地方自治体及び団体が主催する講演会等にも担当者を派遣。

東電福島第一原発作業員の被ばく線量管理の対応と現状

事故後5年間（H23.3～H28.3月）において、東電福島第一原発で働いた作業員は約4万7千人。このうち、緊急作業従事者で250mSv超が6人、100mSv超が174人。

今後も高線量下での作業が見込まれるため、被ばく線量の低減等について、引き続き厳しく指導する。

●東電福島第一原発における作業員の被ばく状況

表1. 震災発生後から5年間の全作業員の累積被ばく線量

区分(mSv)	H23.3～H28.3月累積線量		
	東電社員	協力会社	計
250超	6	0	6
200超～250	1	2	3
150超～200	26	2	28
100超～150	117	20	137
75超～100	321	312	633
50超～75	328	1,801	2,129
20超～50	633	6,515	7,148
10超～20	619	5,794	6,413
5超～10	507	5,439	5,946
1超～5	908	9,618	10,526
1以下	1,246	12,759	14,005
計	4,712	42,262	46,974
最大(mSv)	678.80	238.42	678.80
平均(mSv)	22.43	11.76	12.83

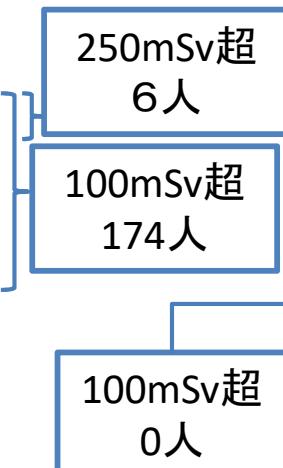


表2. 平成28年度以降現在までの全作業員累積被ばく線量*

区分(mSv)	H28.4～R1.3月累積線量		
	東電社員	協力会社	計
100超	0	0	0
75超～100	0	6	6
50超～75	0	81	81
20超～50	35	1,377	1,412
10超～20	129	2,068	2,197
5超～10	172	2,185	2,357
1超～5	534	4,445	4,979
1以下	1,238	8,513	9,751
計	2,108	18,675	20,783
最大(mSv)	35.21	79.90	79.90
平均(mSv)	2.55	5.66	5.34

資料出所：「福島第一原子力発電所作業者の被ばく線量の評価状況について」(東京電力)を基に厚生労働省が作成

【対応状況の経過】

- 法定被ばく限度は、通常時は100mSv/5年かつ50mSv/年、緊急作業(事故対応作業)時は100mSvである。
- 平成23年3月14日に、東電福島第一原発の緊急作業中の被ばく限度を100mSvから250mSvへ引き上げる特例省令が施行された。
- 平成23年12月16日のステップ2の完了とともに250mSvの特例省令が廃止され、原則として通常時の被ばく限度(50mSv/年かつ100mSv/5年)が適用となる(原子炉冷却等の作業従事者(東電社員のみ約1,200人)は、平成27年9月まで緊急作業時の被ばく限度(100mSv)が適用)。
- 各年度における個人の最大被ばく線量は、法定被ばく限度の50mSv/年を下回っている。

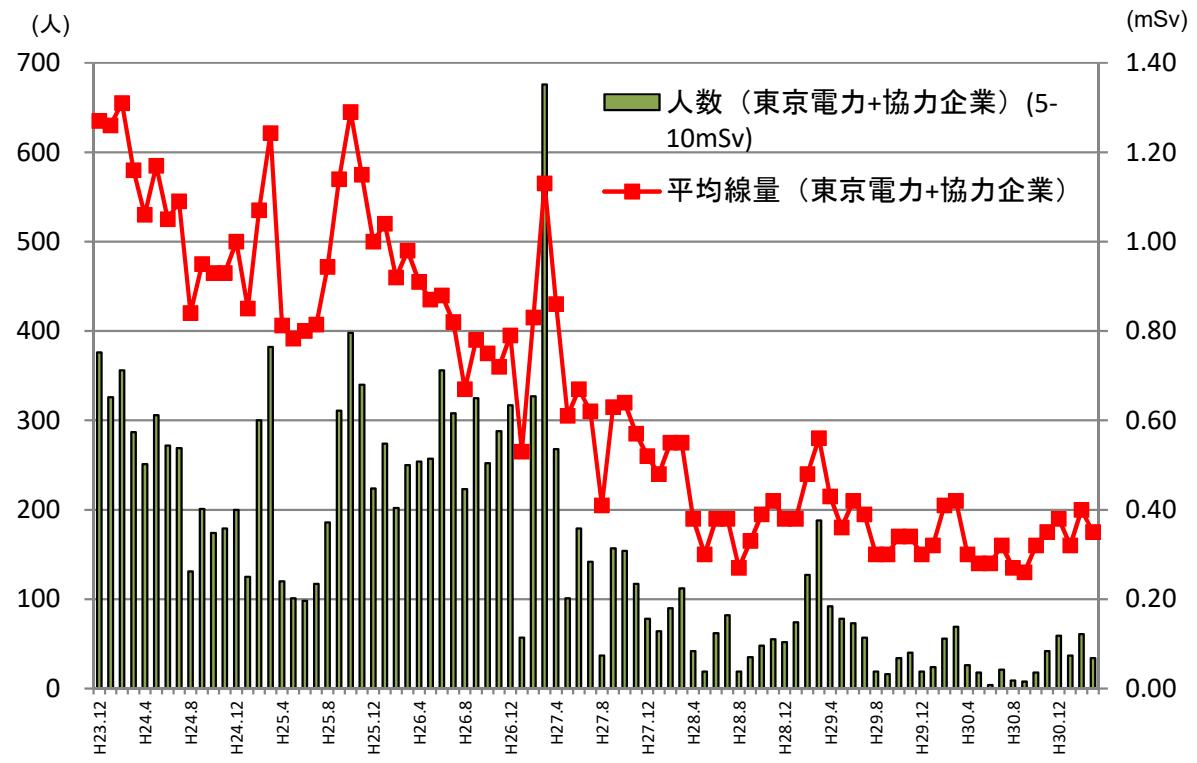
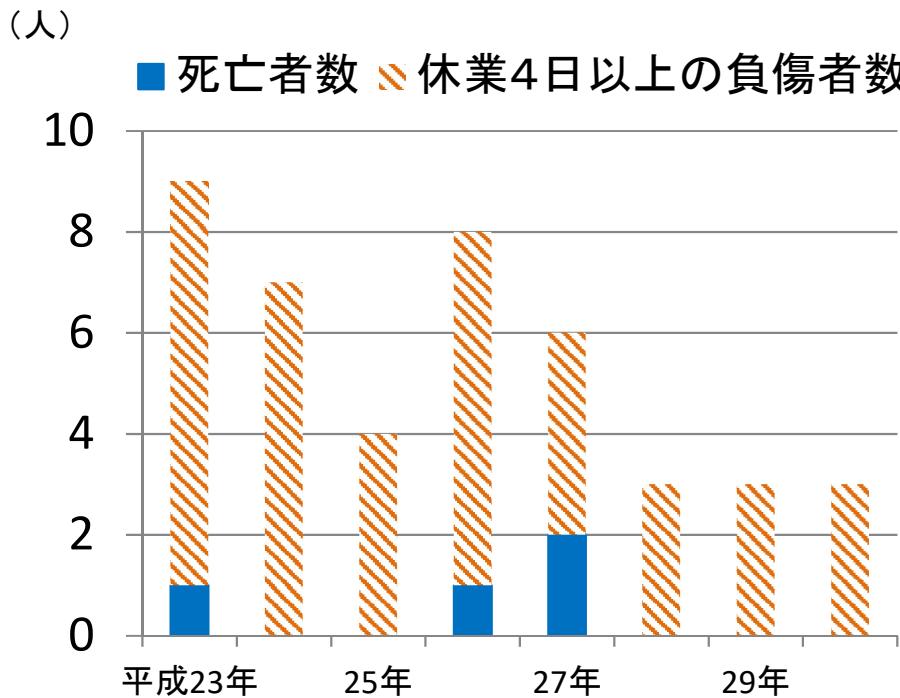
(H25年度:41.90mSv、H26年度:39.85mSv、H27年度:43.20mSv、H28年度:38.83mSv、H29年度:32.74mSv、H30年度:19.90mSv)

東電福島第一原発作業員の健康・安全確保の対策

令和2年度予算案 0.9億円
(令和元年度予算額 0.8億円)

最近の状況

- 1日あたりの労働者数は、平成30年度平均で約4,000人。
- 平成26年は労働災害が急増するとともに、平成27年1月と8月に死亡災害が発生。これ以降、死亡災害は発生しておらず、休業4日以上の労働災害は以前より低い水準で推移。
- 平成27年3月以降、月平均被ばく線量は減少傾向にあり、月間5mSvを超える高い被ばくをした作業者の人数も減少傾向にある。
- 日常的な健康管理を支援するために、相談窓口を東電福島第一原発構内に設置している。
(平成29年9月から尿検査及び血圧検査を相談窓口で行えるよう機能を強化)



東電福島第一原発の作業員の被ばく線量の推移(H23.12～H31.3)
東京電力報告資料を基に厚生労働省が作成

緊急作業従事者※¹（約2万人）については、被ばく限度を一時的に250mSvに引き上げていたため、「指針」※²（平成23年10月11日公示、平成27年8月31日改正）に基づく長期的な健康管理に取り組んでいる。

※1 東京電力福島第一原子力発電所事故の際、緊急作業に従事した者

※2 東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針公示第5号

1 緊急作業従事者における健康管理の仕組み

- ・個人識別情報（氏名、所属事業場、住所等）
- ・被ばく線量、作業内容
- ・健康診断結果等
- ・健康相談、保健指導等
- ・その他健康管理に必要な項目（生活習慣等）

事業者から報告

厚生労働省

- ・健康管理システムの運用・管理
- ・健康相談、健康診断等の実施
- ・被ばく線量情報等の照会業務

2 健康管理の実施事項

緊急作業従事者に対して、被ばく線量に応じた健康診断等を実施※¹。

○ 全ての緊急作業従事者に実施

- ・法令に基づく健康診断（一般健康診断、電離放射線健康診断等）を実施
- ・メンタルヘルスケアを含めた健康相談、保健指導を実施

○ 50mSv※²を超える緊急作業従事者に実施

- ・上記に加え、白内障に関する眼の検査を実施

○ 100mSv※²を超える緊急作業従事者に実施

- ・上記に加え、がん検診（胃、肺、大腸）、甲状腺の検査を実施

申請に基づき
手帳※³を交付

緊急作業従事者
登録証を交付

※1 健康診断費用等は事業者負担。ただし、50mSvを超える者については、①転職した後に放射線業務についていない場合、②緊急作業時の企業（中小企業のみ）に継続して雇用されているが、放射線業務に従事していない場合、③現に事業者に雇用されていない場合には国が費用負担

※2 緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量

※3 特定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳

1 研究の背景

- 東京電力株式会社福島第一原子力発電所においては、平成23年3月11日から同年12月16日まで、緊急被ばく線量限度を100ミリシーベルトから250ミリシーベルトに引き上げていた。この間、約2万人の緊急作業従事者が作業に従事し、174人が通常作業の5年間の線量限度である100ミリシーベルトを超えていた。

(疫学研究の研究計画を策定するにあたって留意すべき事項として提言)



2 調査対象集団、研究手法等

1 対象・規模

緊急作業従事者2万人全員を調査対象集団とする。調査期間は、原則として調査対象者の生涯とする

2 研究対象となるばく露因子

- (1) 累積被ばく線量による健康影響を調べることが基本。その上で、「短期間に被ばくしたこと」や、「臓器別の被ばく線量」による健康影響を調べる場合は、調査対象集団の中に研究への参加同意を得た者による小集団を設定して調査

- (2) 研究への参加同意を得た者を対象として心理的影響についても調査

3 研究手法

- (1) 原則として前向きコホート調査(集団を生涯にわたり追跡する研究手法)

- (2) 研究への参加同意を得た者に対する調査の結果、必要に応じ、精密検査のための医療機関の受診、保健指導の勧奨等

- (3) 統計上有意差のあった結果のみならず、有意差がなかった解析結果についても公表

4 調査対象集団の追跡・維持

- (1) 長期健康管理データベースの運営の一環として、厚生労働省が現況調査を実施し、調査対象集団を追跡・維持

III

雇用対策関係

被災者の就労支援施策パッケージについて

東日本大震災の被災地においては、被災3県とも有効求人倍率は1倍を超え、全体として多くの求人が存在しているが、職種や条件によって求人と求職とのギャップが生じ、雇用のミスマッチが生じていることから、その解消に努めていくことが求められる。また、原子力災害により避難生活を続けている方々の中で、いまだ安定した仕事に就けないまま不安定な生活を送る方々の自立のために、被災者に寄り添った就労支援を実施する。(平成27年8月とりまとめ)

ハローワークにおける就職支援

令和2年度予算案
825億円の内数

ハローワークにおいて、求職者のニーズに応じた求人の開拓・確保、職業相談・職業紹介、職業訓練への誘導など、個々の被災された求職者に寄り添い、きめ細かな就職支援を行う。

- ・求職者の状況に応じ、担当者制等による個別の職業相談・職業紹介を行う。
- ・全国ネットワークを活用した広域職業紹介を行う。
- ・出張相談の需要がある地域へ直接出向き、当事者に寄り添う形でのよりきめ細かな職業相談・職業紹介を行う。

など

福島避難者帰還等就職支援事業

令和2年度予算案
4.3億円

原子力災害による避難指示区域等からの避難者の福島県外・県内避難先における就職支援を行うとともに、地元への帰還・就職が円滑に進むよう就職支援体制の充実を図る。

- ・「福島就職支援コーナー」を宮城、山形、埼玉、東京、新潟、大阪労働局管内のハローワークに設置し、福島県へ帰還して就職することを希望している避難者に対して、きめ細かな支援を行う。
- ・首都圏等において福島県内の企業を集めた合同就職面接会等を開催する。
- ・自治体及び経済団体で構成する協議会に対し、就職活動支援セミナー等の避難解除区域等への帰還者の雇用促進に資する事業を委託する。
- ・福島県内の避難先及び避難元(帰還地域)のハローワークにおいて、職業相談員を配置し、きめ細かな職業相談・職業紹介を実施するとともに、マザーズハローワーク事業の運営体制を充実させ、子育て中の求職者に対して、個々のニーズに応じた就職支援を実施する。

原子力災害対応雇用支援事業

令和2年度予算案
6.6億円

原子力災害の影響を受けた福島県の被災者について、民間企業・NPO等への委託による一時的な雇用機会の確保等を通じ、その生活の安定を図る。

- ・福島県内の災害救助法適用地域の事業所に勤務していた、または居住していた方を雇用する事業を自治体が実施。
- ・次の安定雇用への円滑な移行につながる人材育成を併せて実施。

事業復興型雇用確保事業

令和2年度予算案
制度要求

被災地の深刻な人手不足等による雇用のミスマッチに対応するため、期間の定めなく求職者を雇い入れた中小企業等に対し、産業政策と一体となった雇用面での支援を行う。

- ・被災求職者を雇い入れた場合に、人材育成等のための費用を3年間助成(原則1人120万円、福島県15市町村は225万円。一事業所当たり2,000万円を上限)
- ・求職者(被災求職者以外も含む)の雇入れのために、住宅支援の導入等による職場環境の改善を図り、かつ雇用の確保・維持を達成している場合に、要した費用の3/4を3年間助成(年額上限240万円)。

ハロートレーニング(公的職業訓練)の実施

令和2年度予算案
1,451億円の内数

離職中の方を対象として、地域や産業界のニーズを踏まえたハロートレーニングを実施する。特に被災県においては、被災した離職者向けの訓練コース(建設機械の運転等)の設定など、職業訓練を機動的に実施する。

復興・創生期間における総合的な雇用対策について

	集中復興期間 (平成27年度まで)	復興・創生期間 (平成28年度から)
有求人倍率	岩手県 0.51 → 1.25 1.00(H25年3月) 宮城県 0.52 → 1.41 1.01(H24年4月) 福島県 0.50 → 1.37 1.01(H24年7月) (H23年2月) (H28年3月) (1倍を超えた時期)	雇用創出からミスマッチの解消へ
政策目的	雇用創出 ミスマッチの解消 人材確保 就職支援	
主な実績	<ul style="list-style-type: none">「日本はひとつしごとプロジェクト」等の策定、 施策の実施、フォローアップ、必要な見直し (具体的な事業の成果)<ul style="list-style-type: none">震災等対応雇用支援事業 被災3県雇用創出実績 約12万人 ※H23～H27年度実績事業復興型雇用創出事業 被災3県雇用創出実績 約18万人 ※H23～H27年度実績ハローワークの求人開拓・確保と職業紹介 被災3県就職件数実績 約67万件 ※H23年4月～28年3月実績	<ul style="list-style-type: none">「被災者の就労支援施策パッケージ」に基づく 施策の実施、フォローアップ、必要な見直し (具体的な事業の例)<ul style="list-style-type: none">原子力災害対応雇用支援事業事業復興型雇用確保事業個々の被災者に寄り添った就労支援

今後の取り組み

など

ハローワークにおける職業相談・職業紹介等の就職支援

令和2年度予算案 825億円の内数(令和元年度 775億円の内数)

○ ハローワークが全国ネットワークを活用し、次のような職業相談・職業紹介を実施

- (1) 除染及び復興作業に関する人手不足が生じている産業の求人充足を図ること
- (2) 必要な求職者に対して、担当者制による個別支援、訓練への誘導など、きめ細かな就職支援の実施
また、個別相談の際に、就職先が未決定な理由等も把握し、求人情報等を郵送等により提供
- (3) 広域職業紹介の実施
 - ・全国の求人情報が検索できるシステムによる広域的な職業紹介の実施
- (4) 出張相談の実施
 - ・ハローワークから出張相談の需要がある地域へ出向き、職業相談等を実施
- (5) 職場見学会、合同就職面接会を開催
 - ・水産加工業等、地元企業への職場見学会、地方自治体等とも協力した就職面接会を開催



職業相談の様子



職場見学会案内



合同就職面接会

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第78条、第90及び第91条に基づき、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するため、福島の労働者の職業の安定を図るとともに地元への帰還・就職が円滑に進むよう、地域の実情に応じた雇用対策・就職支援を行うとともに、避難先・避難元での就職支援体制の整備を図る。

福島県外

福島帰還希望者就職支援事業

「福島就職支援コーナー」を宮城、山形、埼玉、東京、新潟、大阪労働局管内のハローワークに設置し、福島県へ帰還して就職することを希望している避難者に対して、就職支援ナビゲーター（計6名）による被災者一人一人に寄り添ったきめ細かな支援を行う。

また、福島県内の企業を集めた合同就職面接会等を首都圏等で実施するとともに、福島雇用促進支援事業の受託者、関係自治体等と連携し、福島県内への就職を促進するための就職説明会を実施。

福島就職支援コーナー設置地域

宮城県
(仙台)



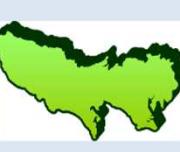
山形県
(山形・米沢)



埼玉県
(行田)



東京都
(品川)



新潟県
(新潟・柏崎)



大阪府
(難波)



首都圏等
【合同就職面接会】
コーナー設置地域(※)
【就職説明会】



写真は東京の開催状況

チラシは山形のもの

福島県

福島雇用促進支援事業

福島県内のうち、避難解除区域に帰還を希望する者等の雇用の安定に取り組む地域の関係者から構成される協議会が策定した雇用対策・就職支援の取組を国が選定し、当該協議会に事業を委託して実施。

福島雇用創出総合支援事業

就職支援コーディネーターを配置し、福島雇用促進支援事業、地域雇用活性化推進事業等、原子力災害被災地域の実情に応じた活用方法等を提案し、福島県内の原子力災害被災地域での雇用創出の取組を総合的に支援。

また、福島就職支援コーナーへの情報提供等、積極的に連携。

福島避難者等就職支援事業

- ① 職業相談員を配置し、福島県内に避難している求職者及び避難元の求職者にきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。
- ② 福島県内避難先に従来から設置されているマザーズコーナーの運営体制を充実させ、帰還するまでの間の避難先での一時的な就業または帰還地域での就業を希望する子育て中の求職者個々の希望に応じたきめ細かな就職支援を実施。

趣 旨

- 長引く原子力災害の影響により、依然として約**4.2**万人の被災者が福島県の内外に避難する状況が続いている。
- 令和2年度以降も、住民の帰還が順次進捗し、帰還等を契機に、こうした避難者や長期非就労の状態にあった方が労働市場に流入することが予想されるものの、被災12市町村における事業所の地元再開率は30%と未だ低い水準にとどまっており、帰還者の地元での雇用機会が十分に確保されているとはいえない状況にある。
- こうした方々の雇用が安定するまでの準備期間に限り、次の雇用までの一時的な雇用・就業の場を確保し、生活の安定を図る。

事業の概要

◆事業内容

- 事業実施期間:令和2年度末まで
(ただし、令和2年度までに開始した基金事業については令和3年度末まで)
- 実施地域:福島県全域
- 対象者:福島県被災求職者
 - ①福島県に所在する事業所に雇用されていた者
 - ②福島県に居住していた者
 のいずれかに該当し、かつ過去1年間に福島県内で原子力災害対応雇用支援事業以外の仕事に就いていない者

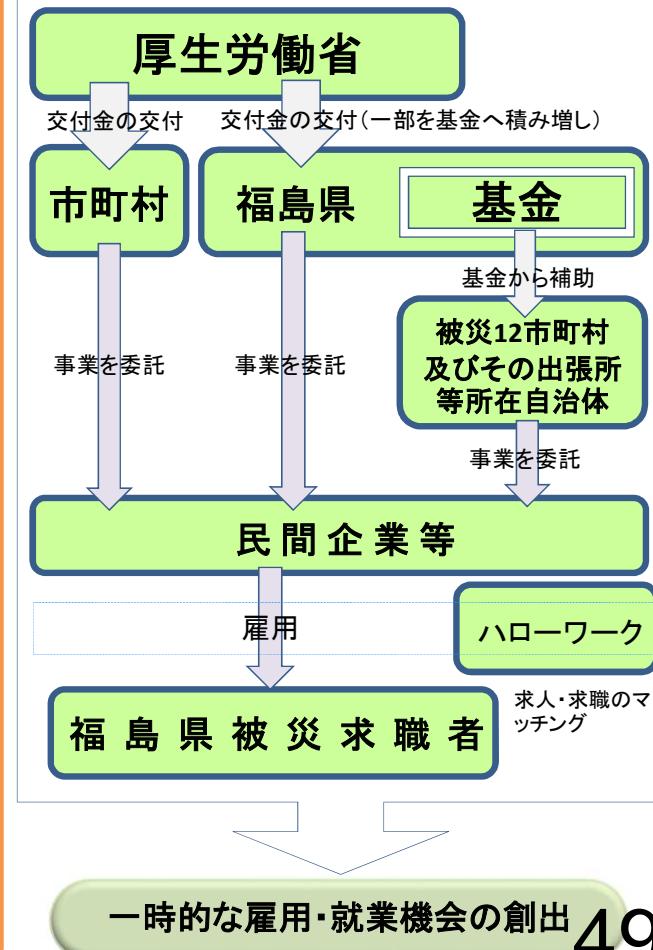
◆ 事業概要

- 次の安定雇用までの一時的な雇用の場を求める福島県被災求職者に対し、企業、NPO等への委託により、雇用・就業機会を創出し、生活の安定を図る。

◆ 実施要件

- 福島県の自治体が実施する原子力災害由来の事業(他の事業で措置できない事業に限る)を対象とする。
- 次の安定雇用への円滑な移行につながる人材育成を併せて実施する。
- 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1／2以上。
- 雇用期間は1年以内(複数回更新可)

«事業スキーム»



事業復興型雇用確保事業

趣旨

令和2年度予算案 制度要求
(令和元年度予算額 制度要求)

- 被災地では、特に沿岸地域を中心の人手不足が深刻化しており、本格的な雇用復興にはなお時間を要する状況にある。
- こうした被災地特有の現状に対応するため、地域の産業の中核となる中小企業が事業を再開等するに当たって、被災求職者等を雇用する場合に、産業政策と一体となって雇用面から支援を行うことで、復興の推進を図るものである。

事業概要

【事業実施期間】

令和2年度までに事業を開始した場合に3年間支援(令和2年度～令和5年度)

【実施地域】

岩手県(沿岸部)、宮城県(沿岸部)、福島県(全域)

【対象事業所】

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業所等(福島県の被災15市町村を除く)であって以下のいずれかに該当する事業を実施する事業所 (①の事業を優先的に採用)

- 国や自治体の補助金・融資(新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象にするもの。)又は雇用のミスマッチに対応するための産業政策の対象となっている事業
- ①以外で、「産業政策と一体となった雇用支援」と認められる事業

【内容・要件】

○雇入費助成

- ・被災三県求職者の雇入れ1人当たり120万円(短時間労働者は60万円)を助成。
- ・1事業所につき2,000万円(3年)を上限。

※期間の定めのない雇用等に限る。

※福島県の被災15市町村の事業所については、1人当たり225万円(短時間労働者は110万円)とする。

※助成額は3年間の合計とし、1年ごとに支給する。

※1年ごとの支給額は段階的に減らす仕組みとし、各自治体が独自に設定する。

○住宅支援費助成

- ・求職者(一般求職者を含む)の雇入れのために、住宅支援の導入等による職場環境の改善を図り、かつ雇用の確保・維持を達成している場合に、要した経費の3／4を助成。
- ・1事業所につき240万円(年額)を上限。

※宿舎の新規借り上げ、追加借り上げ、住宅手当の新規導入、手当拡充を行った場合に限る。

※定着状況を確認し、1年ごとに最大3回支給する。

